

必要な手続き・利用できる市のサービスについて

	必要な手続き・利用できる市のサービス
妊 娠 中	<p>○妊婦健康診査 補助券の受診の目安をもとに健診を受けましょう。医療機関での保健指導内容や検査項目により自己負担が生じる場合があります。 →妊婦健康診査</p>  <p>○県外で妊婦健康診査を受ける場合 県外の医療機関では山形市妊婦健康診査補助券が使用できないため、全額自己負担での受診となります。ただし、申請することにより、かかった費用の一部を助成します。 →里帰り等により『県外の医療機関』『助産所』で妊婦健康診査を受けられた方へ</p> <p>○母子保健相談支援事業 母子保健コーディネーターが妊娠中から様々な相談に応じ、子育てをサポートします。心配なこと、相談したいことがあれば、山形市母子保健課へお気軽にご相談ください。また、安心して妊娠生活を過ごし出産・育児を迎えるために、妊娠中に山形市母子保健課から連絡させていただくことがあります。 →母子保健相談支援事業</p> <p>○妊婦歯科健康診査 妊娠中は、むし歯や歯周病のリスクが増加します。つわりがおさまったら早めに健診を受けましょう。 →山形市妊婦歯科健康診査</p> <p>○ママパパ教室(参加の目安:妊娠16~33週頃) 妊娠中の食事、妊娠中の歯の手入れのこと、産後の生活や授乳についての講話があります。希望者には個別相談を実施します。電話でのご予約が必要になります。 →ママパパ教室</p>
出 産	<p>○各種手続き ＜市役所市民課へ提出＞ ・出生届(生後14日以内) →出生届 ・出生連絡票(出生届と同時に提出をお願いします) ＜市役所家庭支援課で手続き＞ ・児童手当 →児童手当・特別給付 ・こども医療給付制度 →こども医療証(乳幼児医療(保険診療分)の給付制度)</p> 

<p>出 産</p>	<p>○産後ケア事業 家族等から十分な家事、育児の援助が受けられず、育児不安や体調不良がある方が対象に、産後に必要な支援を行います。 →山形市産後ケア事業</p>
<p>1 か 月</p>	<p>○赤ちゃん訪問(生後1～2か月頃) 山形市では地域の民生委員児童委員による訪問と保健師・助産師による訪問があります。 ・民生委員児童委員による訪問(こんにちは赤ちゃん訪問) 地域の子育て情報をお届けします。 →こんにちは赤ちゃん訪問(生後4か月まで) ・保健師・助産師による訪問(育児支援家庭訪問) 相談したいことがある方等に訪問し、支援を行います。 →育児支援家庭訪問</p> 
<p>2 か 月</p>	<p>○予防接種 生後2か月から定期の予防接種が始まります。母子健康手帳別冊の予診票を医療機関へお持ちください。 →子どもの予防接種について(リンク集)</p>
<p>4 か 月</p>	<p>○4か月児健康診査(個別健診) 受診先の医療機関や受け方等については、こちらをご覧ください。 →4か月児健康診査</p> <p>○はじめての離乳食教室(4～5か月児の保護者対象) →はじめての離乳食教室</p> 
<p>9 か 月</p>	<p>○9か月児健康診査(個別健診) 受診先の医療機関や受け方等については、こちらをご覧ください。 →9か月児健康診査</p> 